

診療情報(カルテ)の開示を希望される方へ

1. 開示の対象となる診療情報

診療録(カルテ)、看護記録、検査記録、エックス線写真、診療を目的として当院にて作成され た諸記録が提供の対象となります。

対象期間は院内で規定されている診療録の保存年数とします。

※他の医療機関で作成された文書、検査記録等は開示の対象外となります。

2. 開示を求めることができる対象者

- (1) 成人患者本人(20 歳以上)
- (2) 患者さんご本人の同意を得た親族及びこれに準ずる方(※)
- (3) 患者さんご本人に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満 15 歳以上の未 成年者については、疾病の内容によっては患者さんご本人のみの申請を認める。
- (4) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (5) 患者さんご本人が成人ではあるが、判断能力に疑義がある場合は、現実に患者さんの お世話をしているご親族及びこれに準ずる方
- (6) 患者さんご本人がお亡くなりの場合は、法定相続人(当院開示委員会にて検討)
- (7) 患者さんご本人の代理権を得た保険会社や弁護士

プライバシー保護の観点から、ご家族やご親族であっても患者様ご本人の指名のない方、その 他、ご友人、勤務先の方等は診療情報提供の対象者となっておりません。

※「親族」とは、6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族(民法 725 条)を指し、「これに準ずる 方」とは、内縁の妻、民法 958 条の 3 の特別縁故者を指します。

3. 開示できない場合

- (1) 患者さんご本人を含めて、開示対象者であるとの確認ができない場合や不明確な場合
- (2) 診療情報の提供が患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- (3) 遺族からの開示請求があったときで、患者が生存中に診療記録開示を拒否していた場合 あるいは患者の名誉を著しく損なう恐れがある場合
- (4) 診療情報の提供が第三者の利益を害する恐れがある場合
- (5) その他、当院開示委員会が不適当とする事由があると認めた場合

4. 開示方法

閲覧、コピー、医師による説明、要約の交付(入院のみ)のいずれかにより行います。

5. 開示申請に必要な書類等

開示申請をする方は、次の書類が必要となります。

- (1)「診療情報提供の申出書」
- (2)申請者の身分証明書(運転免許証・パスポート等)
- (3)-1 申請者が患者本人でない場合、関係がわかる証明書(戸籍謄本等、請求日前3か月以内) -2 委任状(「診療情報提供の申出書」の本人同意欄記入でも可)
- (4) 患者本人が亡くなっていることがわかる書類(2.開示を求めることができる対象者(6)の場合)

※ 対象者の確認についてのお願い

開示申請をする場合には、プライバシー保護のため身分を証明する書類が必要となります。証明書類の原本(写しは不可)を提示してください。提示された書類は、コピーした後にお返しします。また、申請者が患者本人でない場合、患者さんご本人の同意については、改めて当院から直接連絡を取り、患者さんご本人に確認をさせていただきますので、ご了承ください。

6. 開示の手順

- (1) 開示申請をされる方は、必要な書類等をご準備の上、総合受付に「カルテ開示の件」とお声掛けください。「診療情報提供の申出書」をご記入頂きます。
- (2) 申請書受領後に当院開示委員会を開催し開示の可否について検討いたします。 2~3週間のお時間を頂きます。
- (3) 開示提供の可否内容に沿った準備が整い次第、申請者へご連絡いたします。
- (4) 診療情報提供および費用をご請求させて頂きます。 各記録に記載のある当院の職員名の公表やその他の利用、及び個人的なお問い合わせ等 は、お断りいたしますのでご了承ください。

7. 開示手数料

診療情報等の開示手数料は、一律2,000円を申し受けます。

診療記録等のコピーを希望される場合につきましては、実費を頂いております。

- 紙カルテコピー 15 円/1 枚
- 電子カルテ印刷 10円/1枚
- 画像CD-R 3,300 円/1 枚

医師との面談を希望される場合は 7,700 円を申し受けます。

◎ 開示に関するお問合せ先

〒802-8555 北九州市小倉北区浅野三丁目2番1号

一般財団法人平成紫川会 小倉記念病院 診療情報管理課

電話 (093)511-2000 (内線)4402-4404

◎ 受付時間

月曜日~金曜日(祝日を除く) 9時~16時